

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第5回定例会)

1 期 日 平成19年5月23日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時40分

2 出席委員

委員長	栗原伸夫
委員	小泉俊雄
委員	青木克己
委員	吉村博与
委員	植松榮人

3 出席職員

副教育長	佐藤 慎一
教育総務部長	小滝 益夫
学校教育部長	柴田 史香
生涯学習部長	小林 伸二
学校教育部参事	村山 源司
学校教育部参事	渡辺 伸治
教育総務部次長	加藤 清一
学校教育部次長	三幣 芳夫
生涯学習部次長	山崎 敏雄
教育総務部・学校教育部副参事	野中 良範
学校教育部副参事	鶴岡 智
指導課長	若崎 光美
社会教育課長	早瀬 登美雄
生涯スポーツ課長	竹下 博
青少年課長	長谷川 隆
青少年センター所長	澤田 敏春
教育総務部主幹	福山 宗起
教育総務部主幹	佐々木 重春
学校教育部主幹	高柳 英昭
学校教育部主幹	鈴木 博
生涯学習部主幹	及川 隆志
生涯学習部主幹	土屋 操

4 会議内容

委員長が

平成19年度習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び議案第16号ないし議案第19号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(3)及び議案第16号ないし第19号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第4回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

学校教育部次長が

習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則に基づき、教育の振興を図るため、高等学校、専修学校、大学等に入学する生徒の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金の融資についてあっせんし、及びその利子を補給するものである、と概要を説明。18年度は申請が20人、融資者が12人、不決定が8人となり、利子補給額は47万9949円で、17年度より2万7425円の増加となっている、と報告。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成19年度育英資金給与者の決定について

(学校教育課)

学校教育部次長が

習志野市育英資金給与条例に基づき、教育の機会均等に寄与するため、資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な資金を給与するものであり、給与の額は高校生が月額9千円、大学生が1万1千円となっている、と概要を説明。5月8日に育英資金選考委員会を開催し、19年度の育英金給与者を決定した。高校生は39人が申請し、37人が決定者に、大学生は29人が申請し10人が決定者となった。今年度の合計は531万6千円の予定である、と報告。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第15号 習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

(学校教育課)

学校教育部次長が

千葉県において修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例が施行されたことに伴い、習志野市立学校職員のうち、県費負担職員の修学部分休業の手続きと届出、様式等を定めようとするものである。また、県立学校職員服務規程における事務引継ぎ書が改正されたことに伴い、本市も同様、引継ぎ書の引継ぎ事項に「危機管理に関する事項」を追加し、職員の危機管理意識の徹底を図るものである、と概要を説明。

委員が

地方公務員法第26条の2の規定が改正されたのであれば、習志野市立学校職員服務規程の文言も変えなければならないのではないのか、また高齢者部分休業はどういう背景があってできたものなのか、後日でいいので教えてもらいたい、と質問。

教育総務部長が

今回の服務規程の改正は、修学部分休業及び高齢者部分休業という制度が地方公務員法において新設されたことに伴い、千葉県条例の適用をうける本市県費負担職員の服務手続を整備するため、服務規程に同様に新設するものである。改正された地方公務員法に基づいている。また、高齢者部分休業についてはわかりにくい点もあり、法律が改正されたきっかけ等を調べて説明したい、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案通り可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年6月27日（水）午後3時に決定された

〈 報告事項（3）及び議案第16号ないし議案第19号は非公開 〉

**報告事項（3） 習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命及び
習志野市学校評議員の委嘱について** (指導課)

指導課長が習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命及び習志野市学校評議員の委嘱について報告。

質疑の後、報告事項（3）は了承された。

議案第16号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について (学校教育課)

学校教育部次長が習志野市通学区域審議会委員の委嘱について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第16号は原案通り可決された。

議案第17号 平成19年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の承認について
(指導課)

指導課長が平成19年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約について概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第17号は原案通り可決された。

委員長が議案第18号及び議案第19号について、会議規則第17条第2項の規定により、一括議題とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

また、議案の説明については社会教育課が一括して行うこととされた。

議案第18号 習志野市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)

社会教育課長が習志野市社会教育委員の委嘱について説明。

議案第19号 習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について (生涯スポーツ課)

社会教育課長が習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第18号及び議案第19号は原案どおり可決された。